

201325058A

厚生労働科学研究費補助金

地域医療基盤開発推進研究事業

歯科技工の技術革新に対応した管理体制と

専門家養成に関する研究

(H25―医療―指定―005)

平成 25 年度 総括研究報告書

研究代表者 宮崎秀夫

平成 26 (2014) 年 4 月

厚生労働科学研究費補助金

地域医療基盤開発推進研究事業

歯科技工の技術革新に対応した管理体制と

専門家養成に関する研究

(H25―医療―指定―005)

平成 25 年度 総括研究報告書

研究代表者 宮崎秀夫

平成 26 (2014) 年 4 月

目 次

I. 総括研究報告

歯科技工の技術革新に対応した管理体制と専門家養成に関する研究

宮崎秀夫

研究要旨	1
A. 研究目的	3
B. 研究方法	3
C. 研究結果	4
D. 考察	38
E. 結論	45
F. 健康危険情報	46
G. 研究発表	46
H. 知的財産権の出願・登録状況	46
II. 研究成果の刊行に関する一覧表	46
III. 研究成果の刊行物・別刷	46
(資料1) アンケート集計表	47
(資料2) 自由記載	67
(資料3) アンケート調査用紙	84

I. 厚生労働科研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）
総括研究報告書

歯科技工の技術革新に対応した管理体制と専門家養成に関する研究
主人研究者 宮崎秀夫 新潟大学大学院医歯学総合研究科教授

研究要旨

本研究は、トレーサビリティ指針の対象となる歯科技工の海外委託に関するトレーサビリティ指針の遵守状況とトレーサビリティ指針に指定される帳票（「補綴物管理票」等）の内容の評価と検討を行うために、海外委託に感心があると推察された歯科医師群を対象として、トレーサビリティ指針の遵守状況など歯科補綴物の委託（外注）に関する現状を把握すること、加えて、アナログからデジタルへ歯科技工が大きく変化する中、歯科技工士の養成課程に必要な教育カリキュラムのあり方を検討するに当たり、歯科技工士学校での教育実態を把握することも目的とした。

海外技工にかかわりがある国内歯科技工所のホームページに公開されている1060 歯科診療所の歯科医師を対象に、「歯科医療における歯科補綴物等のトレーサビリティに関する指針」の認知や「補綴物管理票」等の帳票の使用状況、患者への情報提供の有無などについて無記名・自記式郵送アンケート調査を実施した。また、某歯科技工士学校で補綴物の製作委託（外部委託）に関わる教育実態について調査を行った。

厚生労働省から示されている「歯科医療における歯科補綴物等のトレーサビリティに関する指針」については24.3%と4人に1人程度しか知られていない結果で、指針の認知レベルは低かった。年代別では70歳代が34.8%と最も高く、30歳代の16.2%が最も低かった。医院が歯科補綴物製作を外部に委託する際、取り引きする歯科技工士の資格免許および歯科技工所の保健所への届け出についての確認が必要であるが、対象者の6割しか確認していなかった。医院から海外の歯科技工所へ歯科補綴物を発注する際に、「補綴物管理票」等の帳票使用が必要であるが、「補綴物管理票」の使用状況は1割程度にとどまっていた。しかしながら、対象集団の6割超が「海外へは発注していない」と回答しているので、海外委託件数に占める割合はもっと高率となるが、それでも25%程度と見積もられた。歯科補綴物製作の外部委託に関して、内容を把握できる情報を文書にて患者へ配布している対象者は3割程度に留まっていた。患者に提示している内容の主なものとしては、「補綴物維持管理」に関してが31件、「装着物の取り扱い・保証等」に関してが13件であった。歯科技工所から補綴物等が納品される時に作業工程、材料の組成やロット番号等の情報提供を受けている内容あるいは情報提供を指示している内容については「ジルコニアフレームのロット番号」が22件、「作業責任者/担当者名」が15件、「作業工程」11件、「患者の氏名」が3件、おのおの2件が「性別」と「年齢」、「クリアラ

ンス」「マージン」であった。歯科技工所が海外へ委託（外注）する場合、8割が歯科医院に対して事前承認を得ており、その方法として、90%強が紙媒体を採っていた。海外での歯科補綴物製作の「作業行程」に関して7割弱（67.2%）が理解していた。歯科補綴物の委託（外注）件数が多い程、理解している割合は高くなる傾向であった。海外での歯科補綴物製作に使用される「材料」に関しては、8割以上が理解していた。海外で製作された歯科補綴物について、3割弱が患者に対して説明をおこなっているが、4割弱は説明していないという結果であった。海外で製作された歯科補綴物に対しては、8割強が保証していると回答し、1日あたりの来院患者数が多いほど、保証している割合は高くなる傾向であった（30名以上で9割）。

補綴物の製作委託（外部委託）に関わる教育は「歯科技工学概論」（50時間）、「関係法規」（15時間）においてなされていた。「歯科技工学概論」では歯科技工士の役割、歯科技工士の管理と運営、また「関係法規」では歯科技工士法、歯科技工士の業務、歯科技工所の管理などで補綴物の製作委託について教授されていた。

歯科医師から受注される歯科技工指示書は、歯科技工士にとって診療カルテと同等の価値があり、その確認作業は極めて重要である。「トレーサビリティ確保」のスタート点でもあり、歯科医師の治療方針を理解し、補綴物製作における意思の疎通を図らなければならない。また、受注された補綴物の製作が自歯科技工所での完結型か、さらに他の歯科技工所への孫委託を行うものであるかを明確にし、歯科医師に明確に伝達しなければならない。さらに、平成23年6月厚生労働省から発信された「歯科医療における補綴物等のトレーサビリティに関する指針」の中で、海外への委託用として例示された「補綴物管理票」（仮称）は歯科技工指示書とは異なり、補綴物製作過程や材料の詳細を記したもので、自歯科技工所から孫委託する歯科技工所へも伝達されるもので、歯科医師の手元に納品され、患者に確認されるまで補綴物とともに添付される貴重な書類であることを認識しなければならない。

今回の調査において「海外での補綴物製作」に関して歯科医師側の作業工程や材料に対する認知度は決して高いとは言えず、また、患者に対する説明、承諾に関しても約半数は実施されていないのが現状である。海外技工に関わる法的検討、例えば取扱業者・歯科技工所の基準、歯科技工材料に関わる国際規格化、輸入される補綴物に対する検査体制など今後検討されなければならない課題も多いが、「トレーサビリティの確保」においては、海外技工のみならず国内で対応される補綴物製作においても厳格に実施される必要がある。結論として、今後、保証書、技工伝票、技工指示書等、具体的なサンプルを集めて、トレーサビリティの具体的推進方法について検討する必要がある、関連学会、歯科医師会、歯科技工士会、メーカー等関係者への周知、ディスカッションが必要であることが示唆された。

分担研究者

佐藤 博信・福岡歯科大学・教授
末瀬 一彦・大阪歯科大学歯科技
工士専門学校・教授
阿部 智・帝京大学医学部・非
常勤講師

A. 研究目的

我が国の歯科技工の管理体制は歯科技工士法に基づく歯科技工士の教育および免許制度によって品質と安全性を確保するものである。この制度は1955年（昭和30年）に歯科技工法（1994年に歯科技工士法と名称が変更された）が制定されたことによって確立され、体系化された歯科技工教育の下、歯科技工士を養成してきた。これらの人材は国民皆保険制度における歯科補綴物の保険給付という北欧諸国などの高福祉国家以外にはみられない極めて特殊な歯科保険制度において、必要不可欠な存在であった。しかし、1990年代後半から歯科技工技術が急速に発展し、工業界で利用されていたCAD/CAMなどの技術を歯科医療や歯科技工に応用されるようになったことにより、ヒト依存型の歯科技工が技術集約的な産業へと変貌しようとしている。このような歯科技工における歴史的な技術革新期に、流通のグローバル化が重なり歯科技工の生産拠点が新興国に移る動きが特に欧米で出てくるようになった。この歯科技工を取り巻く環境の変化は、既存の規制では対応が難しく様々な問題が報告されている。特に安全管理体制の面では、製作地に関する情報だけでなく、使用材料などの情報も重要となるが、

これらの情報を発注元である歯科医師や末端ユーザーである患者へ提供されないことが問題となっている。我が国でも同様の問題が起きたことから、諸外国に先駆けて平成23年に「歯科医療における補綴物等のトレーサビリティに関する指針」（以下、トレーサビリティ指針）によって、歯科技工の海外委託に関して情報提供を行う体制を整備した。

本申請研究では、トレーサビリティ指針の対象となる歯科技工の海外委託に関するトレーサビリティ指針の遵守状況とトレーサビリティ指針に指定される帳票（「補綴物管理票」等）の内容の評価と検討を行うために、海外委託に感心が深いと推察された歯科医師を対象として、無記名・自記式郵送アンケート調査によりトレーサビリティ指針の遵守状況など歯科補綴物の委託（外注）に関する調査を実施する。さらに、アナログからデジタルへ歯科技工が大きく変化している中で、歯科技工士の養成課程に必要な教育カリキュラムのあり方を検討することを目的とした。

B. 研究方法

1. 調査対象者

歯科補綴物の海外委託にかかわりがある国内歯科技工所のホームページに公開されている1,060歯科診療所の歯科医師を対象とした。

2. 調査対象地域

全国

3. 調査研究方法

アンケート形式による往復郵送調査法とした。なお、督促状を1度発送し、回収率の向上を図った。

4. 調査項目（内容）

- ・対象の属性（年齢，歯科医師数，来院患者数，歯科補綴物の委託件数・割合）
- ・歯科補綴物の発注方法
- ・製作場所（歯科技工所の所在地）の明記
- ・厚生労働省「歯科医療における歯科補綴物等のトレーサビリティに関する指針」の認知
- ・委託する歯科技工士の資格免許，歯科技工所の保健所への届け出について確認
- ・「補綴物管理票」等の帳票の使用状況
- ・患者への情報提供
- ・委託補綴物等に対し歯科技工所からの情報提供の内容

海外委託の場合

- ・事前承認
- ・承認方法
- ・作業工程の理解
- ・使用材料の理解
- ・患者への説明
- ・保証の有無・期間
- ・「補綴物管理票」等の内容・施行に関する意見

（資料3：アンケート調査票参照）

5. 有効回収数（率）

発送数は1060通，未着数（転居等で）26通，回収数が541通（52.3%）であった。

6. 調査実施期間

平成26年1月20日～同年2月14日

（倫理面への配慮）

本調査は，新潟大学歯学部倫理委員会の承認（倫理審査付議不要）を経て実施された。

7. 補綴物の製作委託（外部委託）に関わる歯科技工士教育

某歯科技工士養成機関で，補綴物の製作委託（外部委託）に関わる教育カリキュラムについて調査した。

C. 研究結果

【属性】

1. 歯科医院の院長の年齢

院長の年齢について全体でみると，「20～29歳」が0.0%，「30～39歳」が6.8%，「40～49歳」が21.3%，「50～59歳」が47.5%，「60～69歳」が20.1%，「70歳以上」が4.3%となっており，「20歳代」が0.0%のため，以下の文章から割愛する（図1，なお，資料1の集計表には表示）。

2. 歯科医院の歯科医師数（非常勤も含む）

歯科医院の歯科医師数（非常勤も含む）について全体でみると，「1人」が54.2%，「2人」が24.2%，「3人」が8.3%，「4人」が4.4%，「5人」が3.3%，「6人」が1.5%，「7人」が1.5%，「8人」が0.4%，「9人」が0.7%，「10人」が0.7%，「11人以上」が0.6%であり，「1～2人」が8割弱を占めている（図2）。

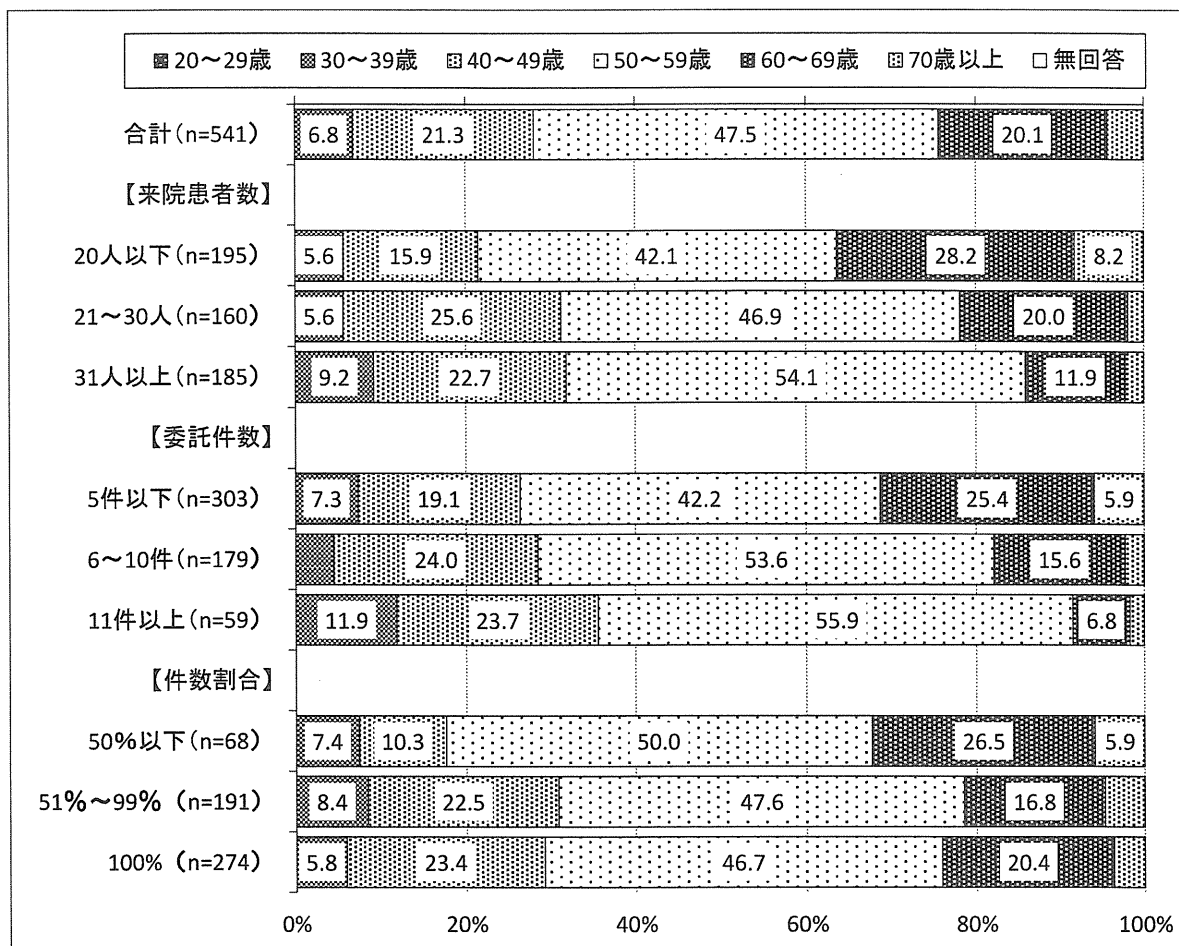


図1 歯科医院の院長の年齢

3. 開院日の一日当たりの来院患者数

開院日の一日当たりの来院患者数について全体で見ると、「10人以下」が7.8%、「11~15人」が12.9%、「16~20人」が15.3%、「21~25人」が15.7%、「26~30人」が13.9%、「31~35人」が9.6%、「36~40人」が7.4%、「41人以上」が17.2%となっている(図3)。

4. 開院日の一日当たりの歯科補綴物の委託(外注)件数

開院日の一日当たりの歯科補綴物の委託(外注)件数について全体で見ると、「5件以下」が56.0%、「6~10

件」が33.1%、「11~15件」が7.8%、「16~20件」が0.6%、「21~25件」が0.2%、「26~30件」が0.4%、「31件以上」が0.9%であり、「5件以下」が半数以上、次いで、「6~10件」が1/3と、10件以下で約9割を占めている(図4)。

5. 歯科補綴物製作のうち、外部委託の件数割合

歯科補綴物製作のうち、外部委託の件数割合について全体で見ると、「50%以下」が12.6%、「51%~99%」が35.3%、「100%」が50.6%となっており、程度の差はあれ、ほぼ全員が歯科補綴物を外部委託している(図5)。

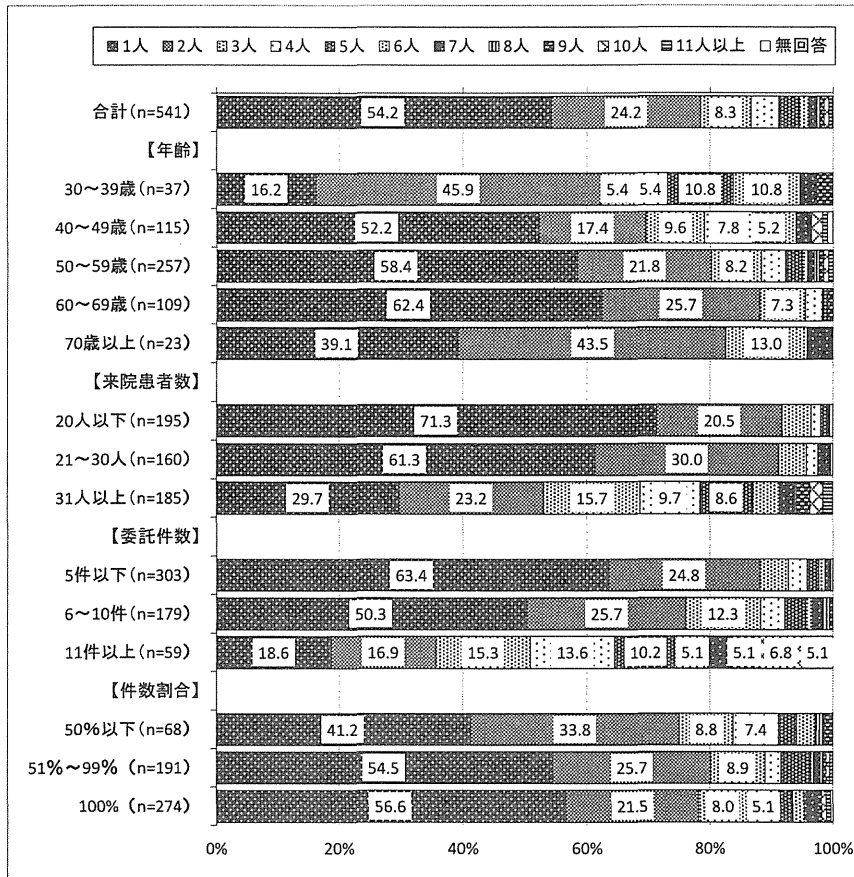


図2 歯科医院の歯科医師数（非常勤も含む）

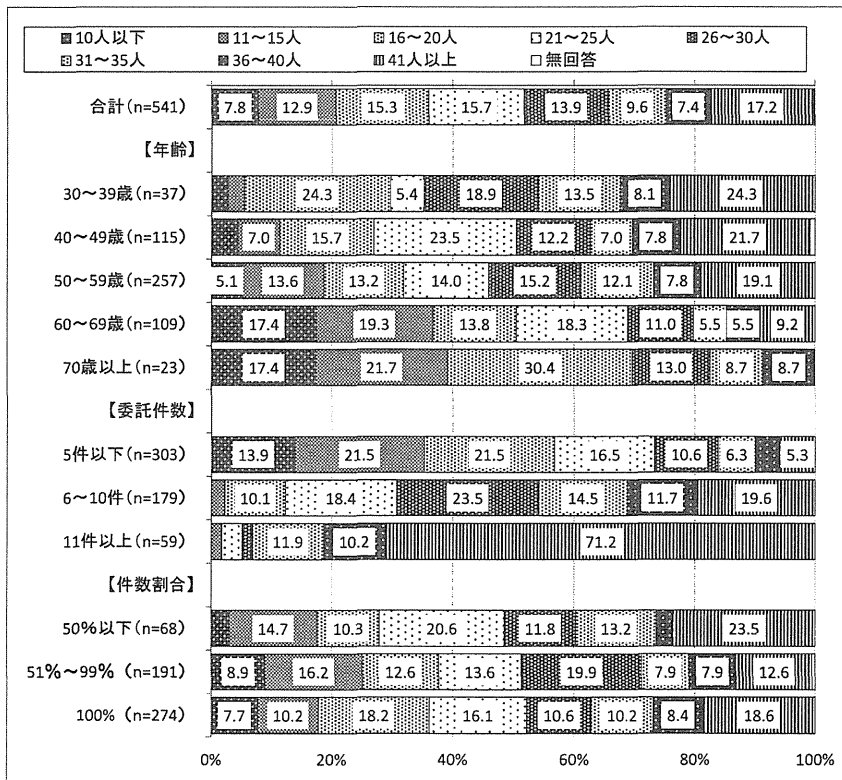


図3 開院日の一日当たりの来院患者数

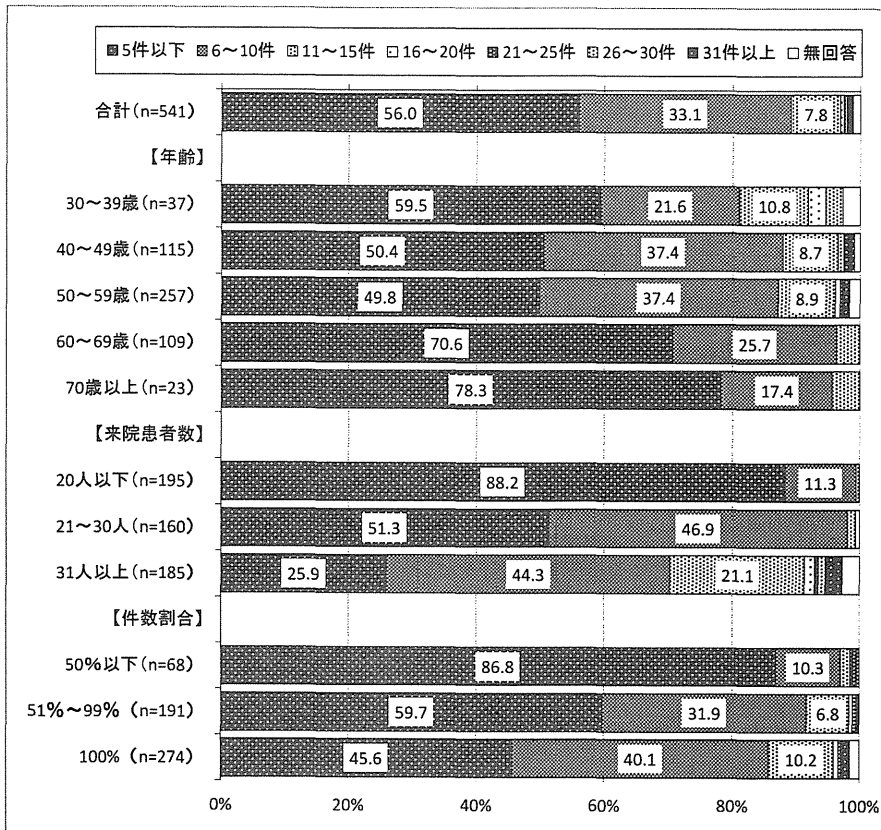


図4 開院日の一日当たりの歯科補綴物の委託（外注）件数

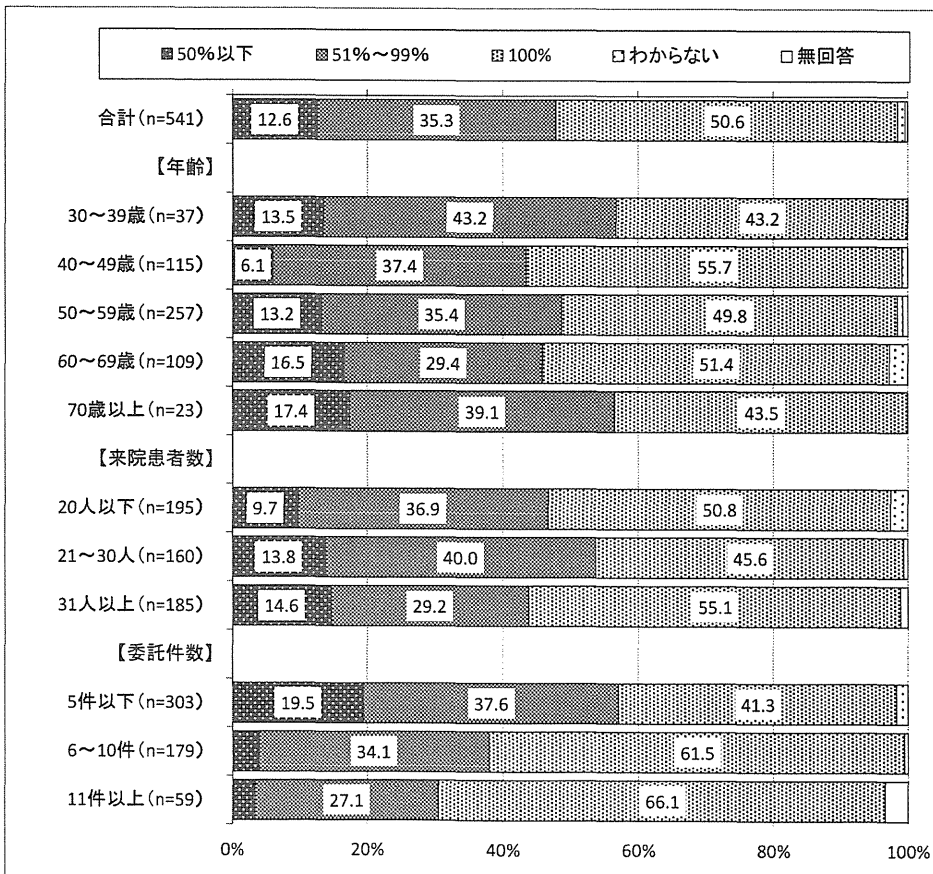


図5 歯科補綴物製作のうち、外部委託の件数割合

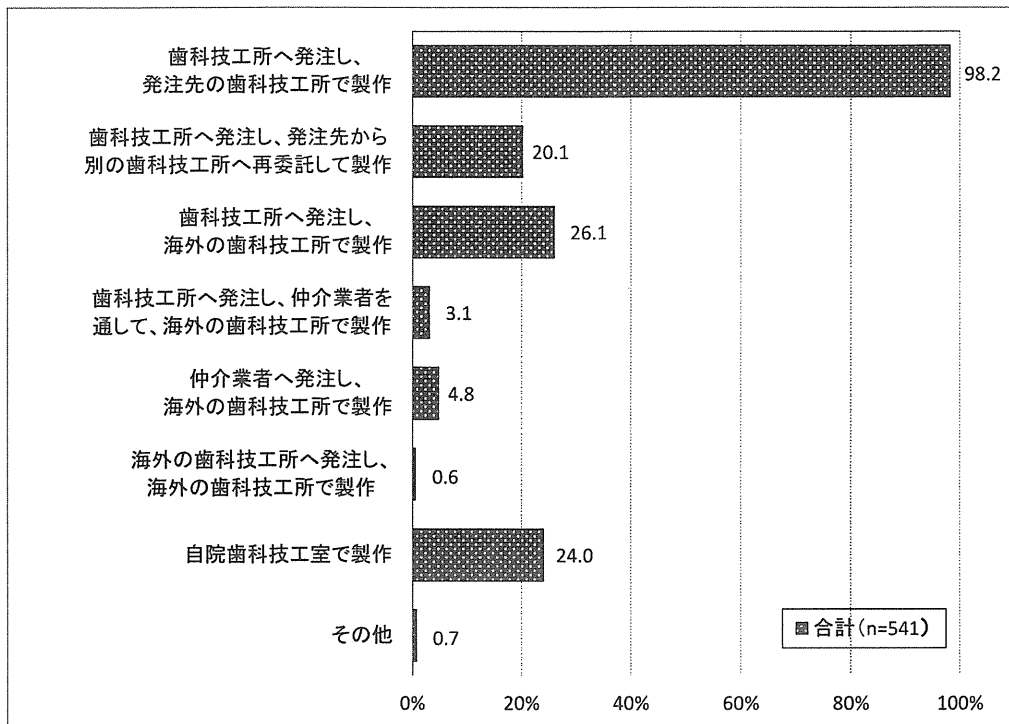


図6 歯科補綴物を発注する際のどのような方法で発注・製作しているか（全体）

【結果の詳細】

1. 歯科補綴物を発注する際のどのような方法で発注・製作しているかについて

歯科補綴物を発注する際、どのような方法で発注・製作しているかについて全体でみると、「歯科技工所へ発注し、発注先の歯科技工所で製作」が98.2%とほぼ全員が自院以外に歯科補綴物の製作を依頼していることがわかる。再委託に着目すると、「歯科技工所へ発注し、発注先から別の歯科技工所へ再委託して製作」が20.1%、「歯科技工所へ発注し、海外の歯科技工所で製作」が26.1%、「歯科技工所へ発注し、仲介業者を通して、海外の歯科技工所で製作」が3.1%であり、「海外での製作」という視点でみると「歯科技工所へ発注し、海外の歯科技工所で製

作」が26.1%、「歯科技工所へ発注し、仲介業者を通して、海外の歯科技工所で製作」が3.1%、「仲介業者へ発注し、海外の歯科技工所で製作」が4.8%、「海外の歯科技工所へ発注し、海外の歯科技工所で製作」が0.6%となっている。一方、「自院歯科技工室で製作」が24.0%、「その他」が0.7%であった（図6）。

次に、医院長の年齢別にみると「30～39歳」では、「歯科技工所へ発注し、発注先の歯科技工所で製作」が97.3%、「歯科技工所へ発注し、発注先から別の歯科技工所へ再委託して製作」が21.6%、「歯科技工所へ発注し、海外の歯科技工所で製作」が13.5%、「歯科技工所へ発注し、仲介業者を通して、海外の歯科技工所で製作」が2.7%、「仲介業者へ発注し、海外の歯科技工所で製作」が2.7%、「海外の歯科技工所へ

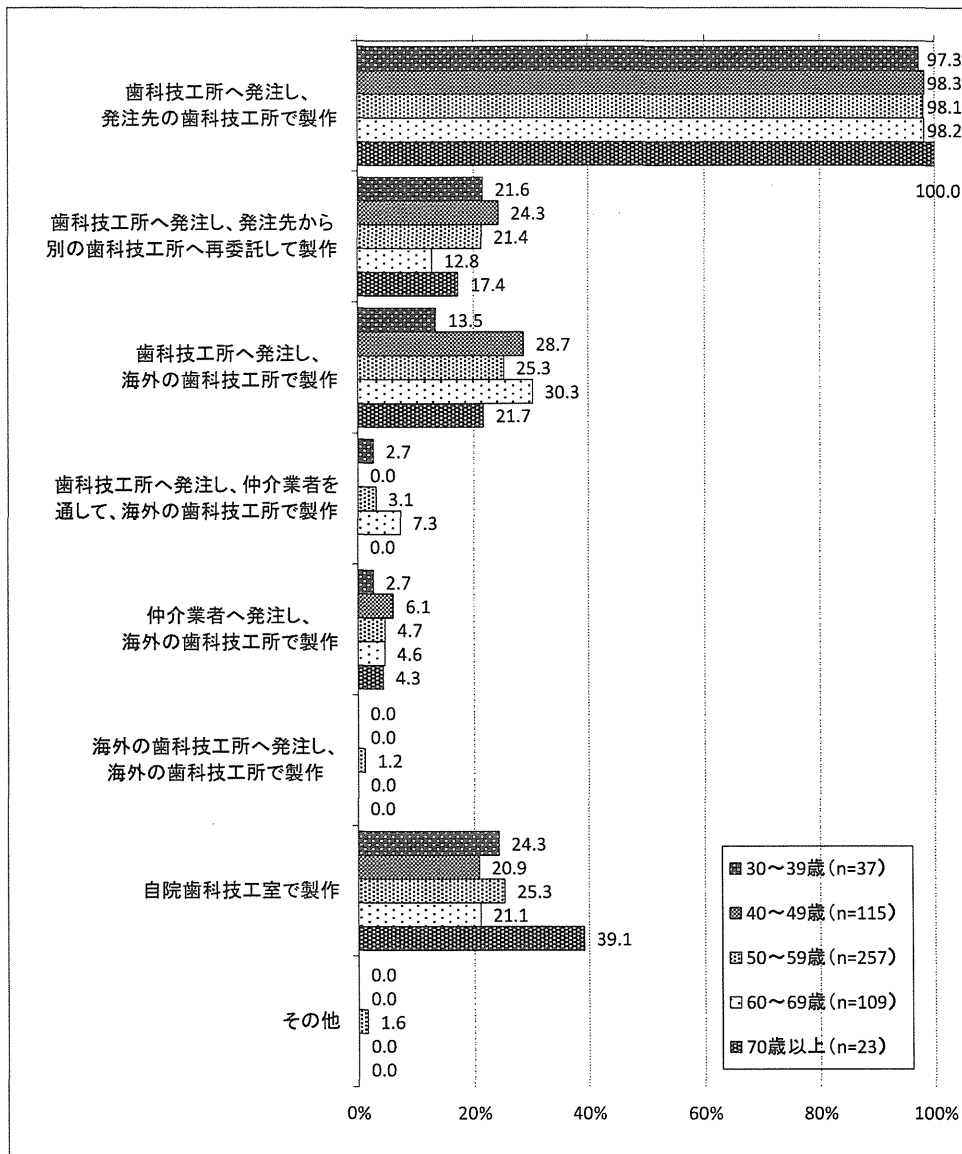


図7 歯科補綴物を発注する際のどのような方法で発注・製作しているか（年齢別）

発注し、海外の歯科技工所で製作」が 0.0%、「自院歯科技工室で製作」が 24.3%、「その他」が 0.0%、「40～49歳」では、「歯科技工所へ発注し、発注先の歯科技工所で製作」が 98.3%、「歯科技工所へ発注し、発注先から別の歯科技工所へ再委託して製作」が 24.3%、「歯科技工所へ発注し、海外の歯科技工所で製作」が 28.7%、「歯科技工所へ発注し、仲介業者を通して、海外の歯科技工所で製作」が 0.0%、「仲介業者へ発注し、海外の歯科技工所で

製作」が 6.1%、「海外の歯科技工所へ発注し、海外の歯科技工所で製作」が 0.0%、「自院歯科技工室で製作」が 20.9%、「その他」が 0.0%、「50～59歳」では、「歯科技工所へ発注し、発注先の歯科技工所で製作」が 98.1%、「歯科技工所へ発注し、発注先から別の歯科技工所へ再委託して製作」が 21.4%、「歯科技工所へ発注し、海外の歯科技工所で製作」が 25.3%、「歯科技工所へ発注し、仲介業者を通して、海外の歯科技工所で製作」が 3.1%、「仲

介業者へ発注し、海外の歯科技工所で製作」が 4.7%、「海外の歯科技工所へ発注し、海外の歯科技工所で製作」が 1.2%、「自院歯科技工室で製作」が 25.3%、「その他」が 1.6%、「60～69 歳」では、「歯科技工所へ発注し、発注先の歯科技工所で製作」が 98.2%、「歯科技工所へ発注し、発注先から別の歯科技工所へ再委託して製作」が 12.8%、「歯科技工所へ発注し、海外の歯科技工所で製作」が 30.3%、「歯科技工所へ発注し、仲介業者を通して、海外の歯科技工所で製作」が 7.3%、「仲介業者へ発注し、海外の歯科技工所で製作」が 4.6%、「海外の歯科技工所へ発注し、海外の歯科技工所で製作」が 0.0%、「自院歯科技工室で製作」が 21.1%、「その他」が 0.0%、「70 歳以上」では、「歯科技工所へ発注し、発注先の歯科技工所で製作」が 100.0%、「歯科技工所へ発注し、発注先から別の歯科技工所へ再委託して製作」が 17.4%、「歯科技工所へ発注し、海外の歯科技工所で製作」が 21.7%、「歯科技工所へ発注し、仲介業者を通して、海外の歯科技工所で製作」が 0.0%、「仲介業者へ発注し、海外の歯科技工所で製作」が 4.3%、「海外の歯科技工所へ発注し、海外の歯科技工所で製作」が 0.0%、「自院歯科技工室で製作」が 39.1%、「その他」が 0.0%となっている（図 7）。

以上より、「歯科技工所へ発注し、発注先の歯科技工所で製作」に関しては、年齢による差異はほとんどみられないが、年代別にみて、『海外への委託の割合・「歯科技工所へ発注し、海外の歯科技工所で製作」+「歯科技工

所へ発注し、仲介業者を通して、海外の歯科技工所で製作」+「仲介業者へ発注し、海外の歯科技工所で製作」+「海外の歯科技工所へ発注し、海外の歯科技工所で製作』についてみると、「60 歳代」が 42.2%、「40 歳代」が 34.8%、「50 歳代」が 34.2%、「70 歳代」が 26.1%、「30 歳代」が 18.9%となっており、「30 歳代と 70 歳代」が他の年代と比べ低い傾向である。

次に、開院日 1 日あたりの来院患者数別でみると、「20 人以下」では、「歯科技工所へ発注し、発注先の歯科技工所で製作」が 97.9%、「歯科技工所へ発注し、発注先から別の歯科技工所へ再委託して製作」が 14.9%、「歯科技工所へ発注し、海外の歯科技工所で製作」が 24.1%、「歯科技工所へ発注し、仲介業者を通して、海外の歯科技工所で製作」が 3.6%、「仲介業者へ発注し、海外の歯科技工所で製作」が 3.1%、「海外の歯科技工所へ発注し、海外の歯科技工所で製作」が 0.5%、「自院歯科技工室で製作」が 20.5%、「その他」が 1.5%、「21～30 人」では、「歯科技工所へ発注し、発注先の歯科技工所で製作」が 98.8%、「歯科技工所へ発注し、発注先から別の歯科技工所へ再委託して製作」が 21.3%、「歯科技工所へ発注し、海外の歯科技工所で製作」が 27.5%、「歯科技工所へ発注し、仲介業者を通して、海外の歯科技工所で製作」が 2.5%、「仲介業者へ発注し、海外の歯科技工所で製作」が 6.3%、「海外の歯科技工所へ発注し、海外の歯科技工所で製作」が 0.6%、「自院歯科技工室で製作」が 28.1%、「その他」が 0.0%、「31 人以上」では、「歯科技工所へ発

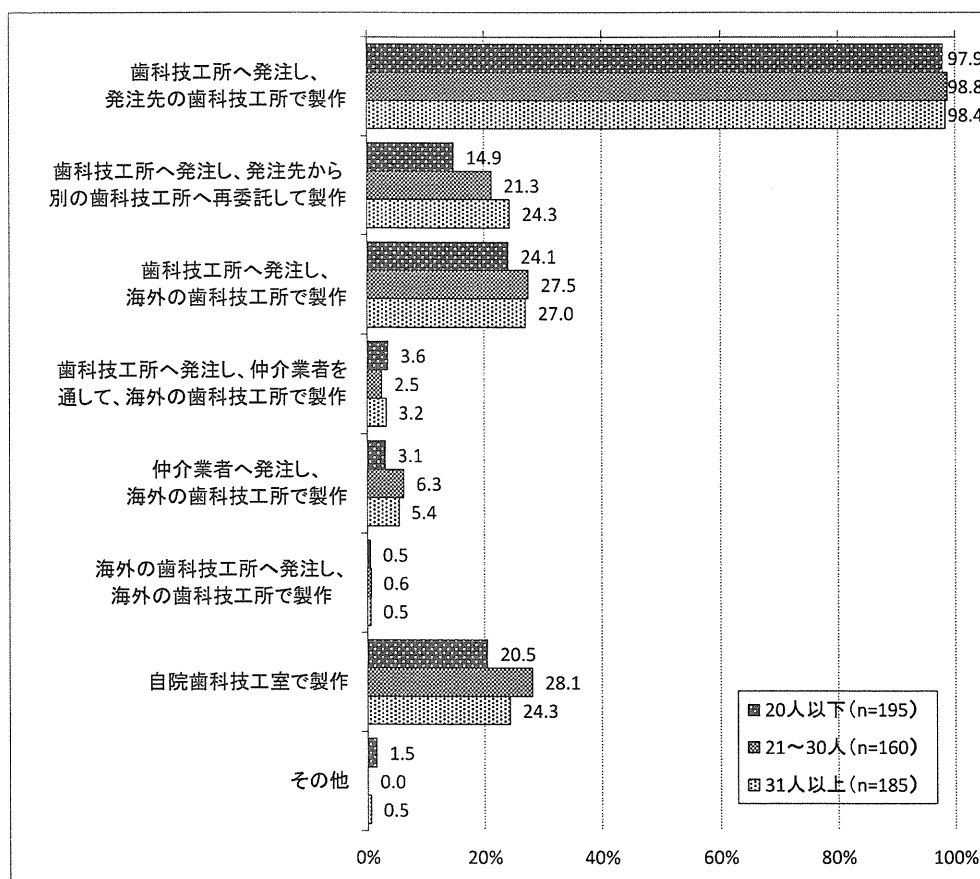


図8 歯科補綴物を発注する際のどのような方法で発注・製作しているか（開院日 1日あたりの来院患者数別）

注し、発注先の歯科技工所で製作」が 98.4%、「歯科技工所へ発注し、発注先から別の歯科技工所へ再委託して製作」が 24.3%、「歯科技工所へ発注し、海外の歯科技工所で製作」が 27.0%、「歯科技工所へ発注し、仲介業者を通して、海外の歯科技工所で製作」が 3.2%、「仲介業者へ発注し、海外の歯科技工所で製作」が 5.4%、「海外の歯科技工所へ発注し、海外の歯科技工所で製作」が 0.5%、「自院歯科技工室で製作」が 24.3%、「その他」が 0.5%となっている（図 8）。

以上より、「歯科技工所へ発注し、発注先の歯科技工所で製作」に関しては、1日当たりの来院患者数による差異はほとんどみられないが、上記の来院患者数規模別にみて、『海外への委

託の割合・「歯科技工所へ発注し、海外の歯科技工所で製作」+「歯科技工所へ発注し、仲介業者を通して、海外の歯科技工所で製作」+「仲介業者へ発注し、海外の歯科技工所で製作」+「海外の歯科技工所へ発注し、海外の歯科技工所で製作』についてみると、「21~30人」が 36.9%、「31人以上」が 36.2%、「20人以下」が 31.3%となっており、やや、「20人以下」が他の来院患者数規模と比べ低い傾向がうかがえる。

1日あたりの歯科補綴物の委託（外注）件数をみると、「5件以下」では、「歯科技工所へ発注し、発注先の歯科技工所で製作」が 97.7%、「歯科技工所へ発注し、発注先から別の歯科技工所へ再委託して製作」が 18.5%、「歯科技

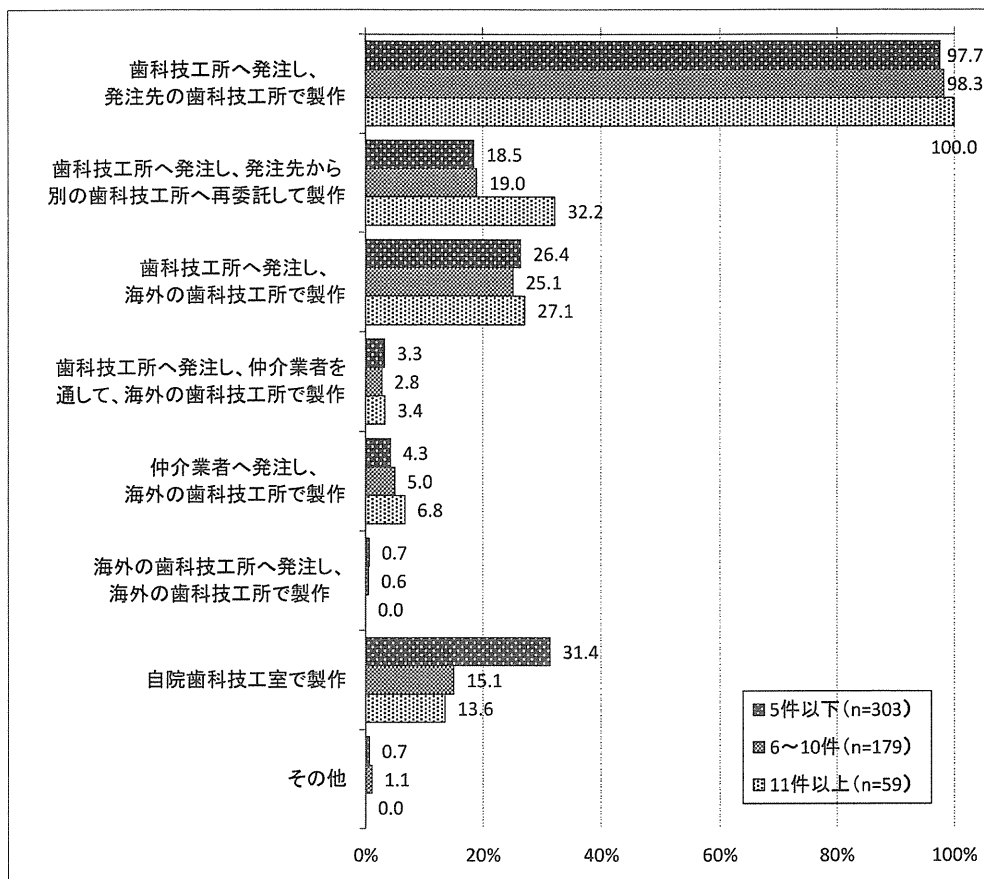


図9 歯科補綴物を発注する際のどのような方法で発注・製作しているか（1日あたりの歯科補綴物の委託（外注）件数別）

工所へ発注し、海外の歯科技工所で製作」が 26.4%、「歯科技工所へ発注し、仲介業者を通して、海外の歯科技工所で製作」が 3.3%、「仲介業者へ発注し、海外の歯科技工所で製作」が 4.3%、「海外の歯科技工所へ発注し、海外の歯科技工所で製作」が 0.7%、「自院歯科技工室で製作」が 31.4%、「その他」が 0.7%、「6～10 件」では、「歯科技工所へ発注し、発注先の歯科技工所で製作」が 98.3%、「歯科技工所へ発注し、発注先から別の歯科技工所へ再委託して製作」が 19.0%、「歯科技工所へ発注し、海外の歯科技工所で製作」が 25.1%、「歯科技工所へ発注し、仲介業者を通して、海外の歯科技工所で製作」が 2.8%、「仲介業者へ発注し、海外の

歯科技工所で製作」が 5.0%、「海外の歯科技工所へ発注し、海外の歯科技工所で製作」が 0.6%、「自院歯科技工室で製作」が 15.1%、「その他」が 1.1%、「11 件以上」では、「歯科技工所へ発注し、発注先の歯科技工所で製作」が 100.0%、「歯科技工所へ発注し、発注先から別の歯科技工所へ再委託して製作」が 32.2%、「歯科技工所へ発注し、海外の歯科技工所で製作」が 27.1%、「歯科技工所へ発注し、仲介業者を通して、海外の歯科技工所で製作」が 3.4%、「仲介業者へ発注し、海外の歯科技工所で製作」が 6.8%、「海外の歯科技工所へ発注し、海外の歯科技工所で製作」が 0.0%、「自院歯科技工室で製作」が 13.6%、「その他」が 0.0%と

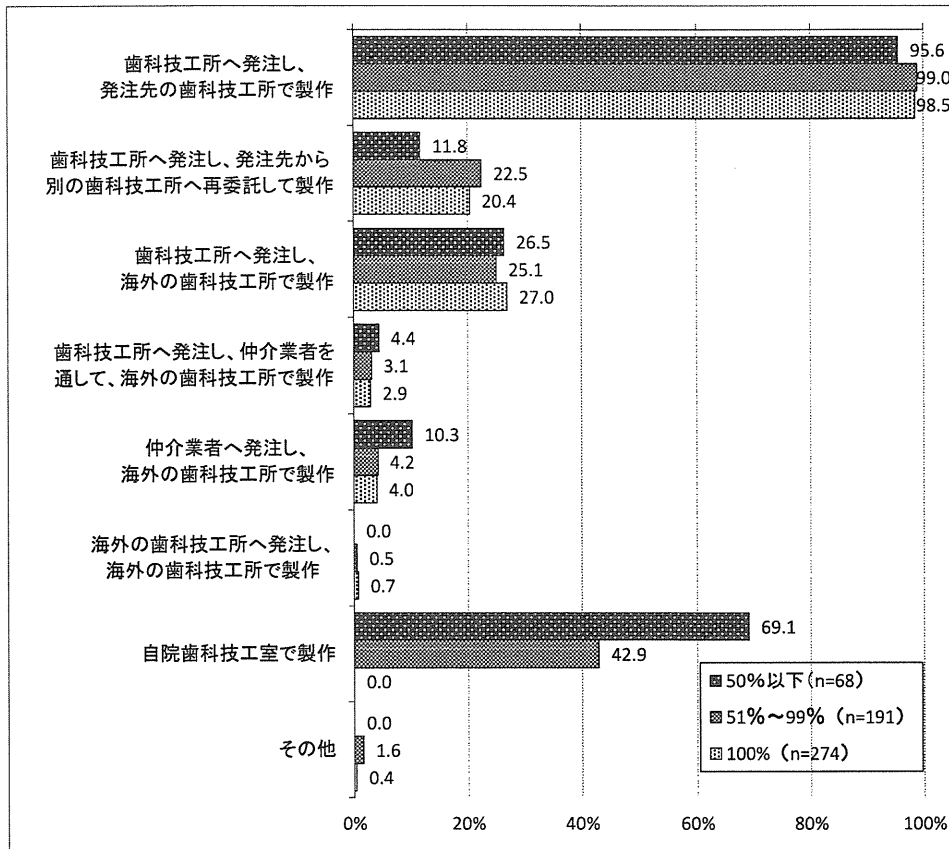


図10 歯科補綴物を発注する際のどのような方法で発注・製作しているか（歯科補綴物製作のうち、外部委託の件数割合別）

なっている（図9）。

以上より、「歯科技工所へ発注し、発注先の歯科技工所で製作」に関しては、1日当たりの歯科補綴物の委託件数による差異はほとんどみられないが、上記の歯科補綴物の委託件数規模別にみて、『海外への委託の割合・「歯科技工所へ発注し、海外の歯科技工所で製作」+「歯科技工所へ発注し、仲介業者を通して、海外の歯科技工所で製作」+「仲介業者へ発注し、海外の歯科技工所で製作」+「海外の歯科技工所へ発注し、海外の歯科技工所で製作」』についてみると、「11件以上」が37.3%、「5件以下」が34.7%、「6～10件」が33.5%となっており、やや、「11件以上」がやや高い傾向である。

歯科補綴物製作のうち、外部委託の

件数割合をみると、「50%以下」では、「歯科技工所へ発注し、発注先の歯科技工所で製作」が95.6%、「歯科技工所へ発注し、発注先から別の歯科技工所へ再委託して製作」が11.8%、「歯科技工所へ発注し、海外の歯科技工所で製作」が26.5%、「歯科技工所へ発注し、仲介業者を通して、海外の歯科技工所で製作」が4.4%、「仲介業者へ発注し、海外の歯科技工所で製作」が10.3%、「海外の歯科技工所へ発注し、海外の歯科技工所で製作」が0.0%、「自院歯科技工室で製作」が69.1%、「その他」が0.0%、「51%～99%」では、「歯科技工所へ発注し、発注先の歯科技工所で製作」が99.0%、「歯科技工所へ発注し、発注先から別の歯科技工所へ再委託して製作」が22.5%、「歯科技工所へ

発注し、海外の歯科技工所で製作」が25.1%、「歯科技工所へ発注し、仲介業者を通して、海外の歯科技工所で製作」が3.1%、「仲介業者へ発注し、海外の歯科技工所で製作」が4.2%、「海外の歯科技工所へ発注し、海外の歯科技工所で製作」が0.5%、「自院歯科技工室で製作」が42.9%、「その他」が1.6%、「100%」では、「歯科技工所へ発注し、発注先の歯科技工所で製作」が98.5%、「歯科技工所へ発注し、発注先から別の歯科技工所へ再委託して製作」が20.4%、「歯科技工所へ発注し、海外の歯科技工所で製作」が27.0%、「歯科技工所へ発注し、仲介業者を通して、海外の歯科技工所で製作」が2.9%、「仲介業者へ発注し、海外の歯科技工所で製作」が4.0%、「海外の歯科技工所へ発注し、海外の歯科技工所で製作」が0.7%、「自院歯科技工室で製作」が0.0%、「その他」が0.4%となっている（図10）。

以上より、「50%以下」では、当然の結果であるが、「自院歯科技工室で製作」が69.1%と高くなっている。

2. 歯科技工指示書に歯科補綴物を製作する場所（歯科技工所の所在地）を明記の有無について

歯科技工指示書に歯科補綴物を製作する場所（歯科技工所の所在地）を明記の有無について全体で見ると、「明記している」が83.7%、「明記していない」が15.5%であった。

次に、医院長の年齢別にみると、「30～39歳」では、「明記している」が97.3%、「明記していない」が2.7%、「40～49歳」では、「明記している」

が81.7%、「明記していない」が18.3%、「50～59歳」では、「明記している」が81.7%、「明記していない」が17.5%、「60～69歳」では、「明記している」が85.3%、「明記していない」が12.8%、「70歳以上」では、「明記している」が87.0%、「明記していない」が13.0%となっており、30歳代が9割以上なのに対して、40歳代～70歳代までは、8割台である。

1日あたりの来院患者数別にみると、「20人以下」では、「明記している」が81.5%、「明記していない」が17.9%、「21～30人」では、「明記している」が83.8%、「明記していない」が15.6%、「31人以上」では、「明記している」が85.9%、「明記していない」が13.0%となっており、来院患者数に比例して「明記している」が増加傾向となっている。

1日あたりの歯科補綴物の委託（外注）件数別をみると、「5件以下」では、「明記している」が83.5%、「明記していない」が15.5%、「6～10件」では、「明記している」が83.2%、「明記していない」が16.2%、「11件以上」では、「明記している」が86.4%、「明記していない」が13.6%となっており、大きな差異はみられない。

歯科補綴物製作のうち、外部委託の件数割合をみると、「50%以下」では、「明記している」が83.8%、「明記していない」が14.7%、「51%～99%」では、「明記している」が85.3%、「明記していない」が14.7%、「100%」では、「明記している」が82.8%、「明記していない」が16.4%となっており、ほとんど差異はみられない（図11）。

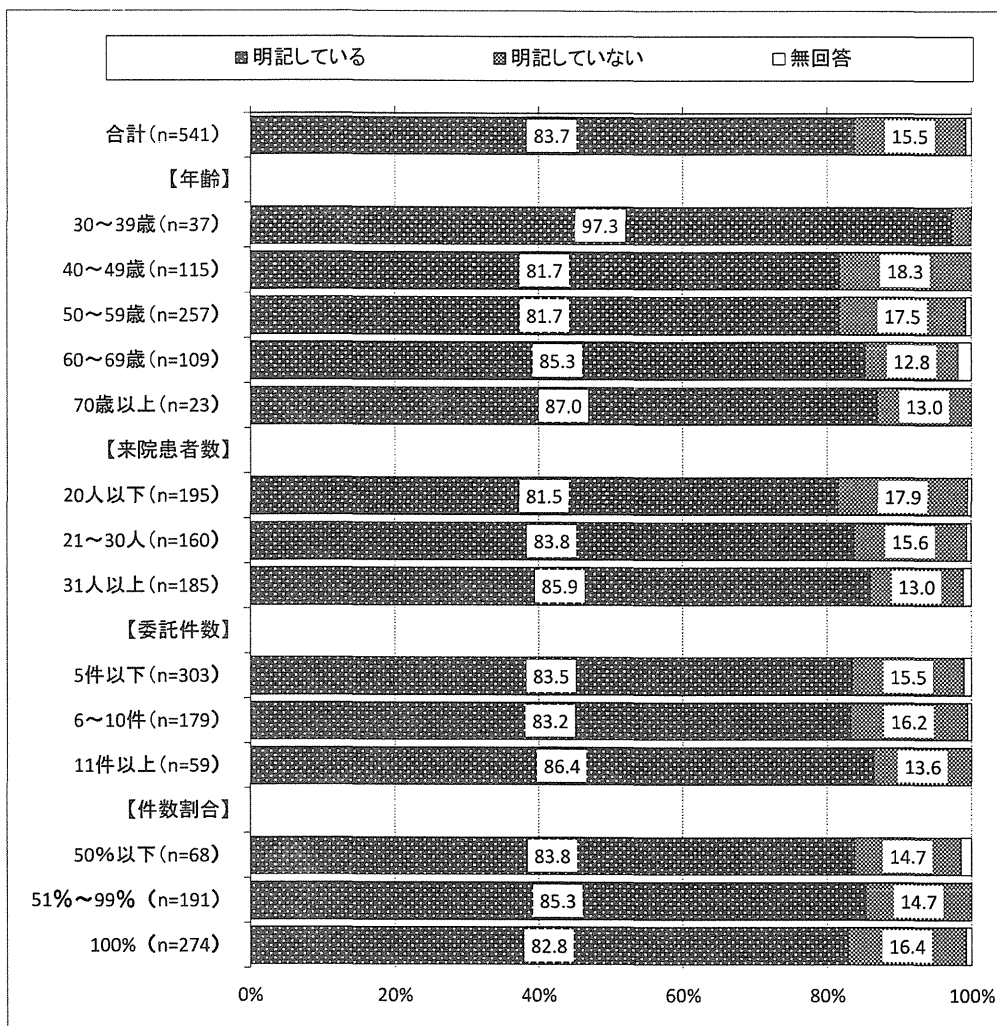


図 11 歯科技工指示書に歯科補綴物を製作する場所（歯科技工所の所在地）を明記の有無

3. 厚生労働省から示されている「歯科医療における歯科補綴物等のトレーサビリティに関する指針」の認知レベルについて

厚生労働省から示されている「歯科医療における歯科補綴物等のトレーサビリティに関する指針」の認知レベルを全体で見ると、「詳しく知っている」が 1.7%、「知っている」が 22.6%、「あまり知らない」が 43.6%、「全く知らない」が 29.2%と 4人に1人程度しか認識していないことが示された。

同様に、「詳しく知っている」+「知っている」を認知しているものとして、

その割合を年齢別に見ると「30~39歳」では 16.2%、「40~49歳」では 27.8%、「50~59歳」では 22.9%、「60~69歳」では 23.9%、「70歳以上」では 34.8%となっており、70歳代が最も高く、30歳代が最も低かった。1日あたりの来院患者数別にみると、「20人以下」で 27.7%、「21~30人」で 22.5%、「31人以上」で 22.2%と、認知している割合は来院患者数による差異がみられなかった。

1日あたりの歯科補綴物の委託（外注）件数を全体で見ると、トレーサビリティ指針の認知度は「5件以下」で

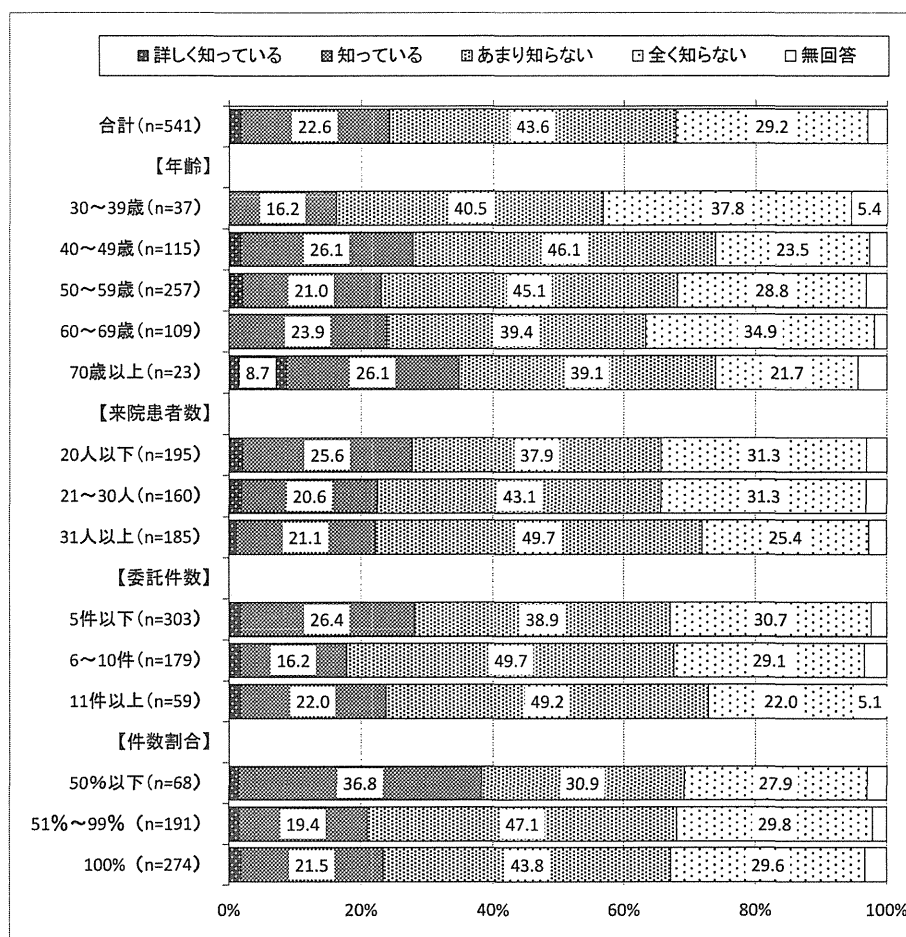


図 12 厚生労働省から示されている「歯科医療における歯科補綴物等のトレーサビリティに関する指針」の認知レベル

は 28.1%、「6～10 件」では 17.9%、「11 件以上」では 23.7%となっており、「6～10 件」で低い傾向にあった。

歯科補綴物製作のうち、外部委託の件数割合を全体で見ると、「50%以下」では 38.3%、「51%～99%」21.0%、「100%」では 23.3%であり、その認知度は「50%以下」が最も高かった（図 12）。

4. 医院が歯科補綴物製作を外部に委託する際、取り引きする歯科技工士の資格免許および歯科技工所の保健所への届け出についての確認の有無について

医院が歯科補綴物製作を外部に委

託する際、取り引きする歯科技工士の資格免許および歯科技工所の保健所への届け出についての確認状況について全体で見ると、「必ず確認している」が 20.0%、「確認する時としない時がある」が 17.2%、「確認していない」が 61.7%であった。

医院長の年齢別にみると、「30～39 歳」では、「必ず確認している」が 21.6%、「確認する時としない時がある」が 21.6%、「確認していない」が 54.1%、「40～49 歳」では、「必ず確認している」が 23.5%、「確認する時としない時がある」が 13.9%、「確認していない」が 61.7%、「50～59 歳」では、「必ず

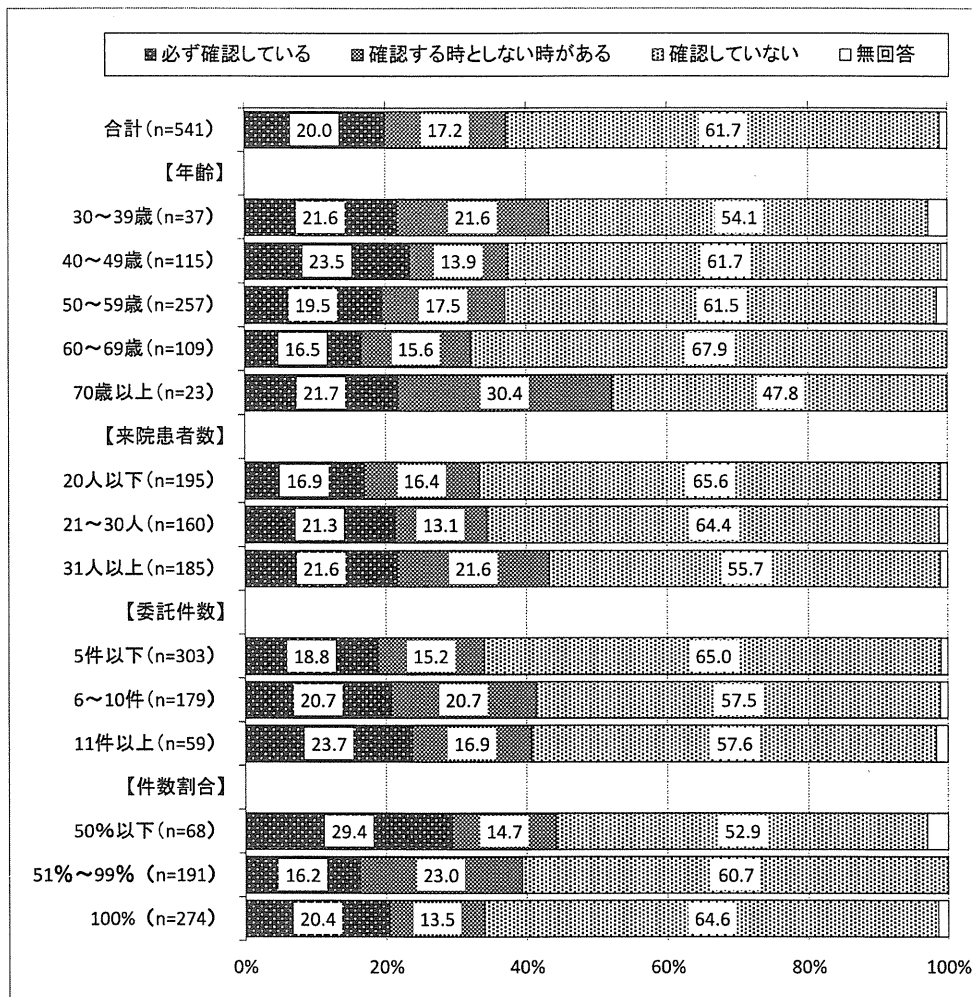


図 13 医院が歯科補綴物製作を外部に委託する際、取り引きする歯科技工士の資格免許および歯科技工所の保健所への届け出についての確認の有無

確認している」が 19.5%、「確認する時としない時がある」が 17.5%、「確認していない」が 61.5%、「60~69 歳」では、「必ず確認している」が 16.5%、「確認する時としない時がある」が 15.6%、「確認していない」が 67.9%、「70 歳以上」では、「必ず確認している」が 21.7%、「確認する時としない時がある」が 30.4%、「確認していない」が 47.8%となっており、「必ず確認している」で最も低いのが「60 歳代」の 16.5%で、逆に高いのが「40 歳代」の 23.5%にとどまっている。

1 日あたりの来院患者数別にみる

と、「20人以下」では、「必ず確認している」が 16.9%、「確認する時としない時がある」が 16.4%、「確認していない」が 65.6%、「21~30人」では、「必ず確認している」が 21.3%、「確認する時としない時がある」が 13.1%、「確認していない」が 64.4%、「31人以上」では、「必ず確認している」が 21.6%、「確認する時としない時がある」が 21.6%、「確認していない」が 55.7%となっており、「必ず確認している」で最も低いのが「20人以下」の 16.9%で、他では、ほぼ平均に近い数値である。

1 日あたりの歯科補綴物の委託（外